

答 申 第 4 0 号
(諮 問 第 3 9 号)

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 7 年 6 月 2 5 日付け鎌深地第 7 9 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「別紙 1、2、3 項目にて行政文書の公開請求をします」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成 27 年 1 月 8 日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成 26 年 8 月 5 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「別紙 1、2、3 項目にて行政文書の公開請求をします」との行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、「別紙 1、2、3」の内容は次のとおりである。

（ア）深沢地区事業推進専門委員会で検討した書面の中に、J R 東日本（株）に関する記述の項目が多数ある。項目ごとの全ての書面一式

（イ）深沢地区事業推進専門委員会第 1 回、2 ページに「委員長」が議事録については、個人名を伏せて「委員」として公開し、公開に先立ち委員に議事録の内容確認を行うことで決定。第 4 回、7 ページに「委員長」それでは、第 3 回深沢地区事業推進専門委員会を終了させてもらいたいと思うが、最後に今後の専門委員会ですが区画整理事業等個別地権者の個人情報等が出てくる可能性もあるので、非公開で行いたいと思うが宜しいか、それでは終了させてもらいます。と記載がある。よって、4 回以降の議事録の公開を請求する。

（ウ）深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業に関連する、平成 20 年 4 月 1 日～平成 26 年 8 月 5 日までの間に J R 東日本（株）と協議、条件、約束、検討、要望、要請、連絡等々（他関連機関を含む）書面一式

イ 本件処分について

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、決定期間の延長を行った後、平成27年1月8日付け鎌倉市指令深地第10号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成27年2月12日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年2月12日付けで提出された異議申立書及び同年8月5日に提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 貴重な税金を使って行う事業である。JR東日本（株）は当事業の約50%所有する地権者であり、公正な当事業を遂行する為に個人情報以外を黒塗りではなく、公開すべきである。

イ 委員長が、第4回から委員会を非公開にしたが、議事録の事には、一切触れていない。よって、議事録の公開を求める。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成27年7月27日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び同年11月30日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) JR東日本（株）は、深沢地区土地区画整理事業の権利者であるとともに、一法人であり、法人に不利益を与えることを防止するという条例の趣旨に則り、工事の価格や方法などの生産技術に関する情報、会社印、社宅の方針、土地の価格や面積などの資産に関する内容、営業先等の営業活動に関する情報、人事・経理等組織運営に関する情報は、非公開とした。また、計画づくりの範囲・事業区域に関する内容、減歩率、土地評価及び新駅の負担に

関する情報は、現在、検討中で未成熟な情報であり、公開することにより不正確な理解や誤解を与え混乱を招くおそれがあることから、非公開とした。

なお、公開した文書のうち、平成16年度深沢地区整備計画策定業務報告書（平成17年3月）、平成17年度深沢地区事業計画策定業務（その2）報告書（平成18年3月）、深沢地区事業促進調査業務（その2）報告書（平成19年3月）については、本件請求ではJ R東日本（株）に関する情報のみ公開したが、その後、報告書全部の公開を求める請求があったことから、平成27年2月13日付け鎌倉市指令深地第19号にて一部公開している。

- (2) 深沢地区事業推進専門委員会の第4回以降は、要旨をまとめた議事概要のみを作成しているため、異議申立人が請求する議事録は存在しない。なお、第4回以降の議事概要は、平成26年12月12日付け鎌倉市指令深地第16号にて一部公開している。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関からの決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、深沢地区事業推進専門委員会の検討資料に記載されている東日本旅客鉄道株式会社（異議申立人は、J R東日本（株）と称している。）に関する行政文書であり、実施機関は、平成16年度深沢地区整備計画策定業務報告書（平成17年3月）、平成17年度深沢地区事業計画策定業務（その2）報告書（平成18年3月）、深沢地区事業促進調査業務（その2）報告書（平成19年3月）を対象文書として特定し、本件請求の対象部分である東日本旅客鉄道株式会社に関する情報のみ一部公開した。

また、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業に関連する、平成20年4月1日～平成26年8月5日までの間に東日本旅客鉄道株式会社と協議等（他関連機関を含む）を行った行政文書については、実施機関は起案文書や打合せ記録簿等を特定し、一部公開した。

そこで、本件対象文書について条例第6条第1号、同条第2号ア及び同条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の処分

について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会は、本件対象文書をインカメラで見分したところ、氏名、印影等個人を識別することができる情報が記載されていることが確認できた。当該情報は、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第6条第1号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

しかし、別表に掲げる情報は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず公開すべきである。

(3) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会は、本件対象文書をインカメラで見分したところ、法人の資産及び今後の土地利用の方針等が記載されていることが確認できた。資産に関する具体的な情報は、通常、公にされているものではなく、経営方針の決定等の事業活動に関わる法人の財産管理上の情報であるので、一般に公開することとなれば、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められる。また、土地利用の方針等に関する情報は、法人の営業戦略の情報であり、仮に公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるなど法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第6条第2号

アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

しかし、別表に掲げる情報は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報とは認められず公開すべきである。

(4) 条例第6条第3号該当性について

実施機関は、本件対象文書の一部について条例第6条第3号を理由に非公開としているが、当該非公開情報は、法人に関する情報であり、実施機関の判断は不当である。

(5) 逐語による議事録の不存在について

異議申立人は、深沢地区事業推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）の第4回以降の議事録の公開を求めており、その趣旨は、議事概要ではなく逐語による議事録を求めていると思われることから、逐語による議事録の存否について、以下、検討する。

実施機関の説明によると、専門委員会の議事録は、準備会及び第1回から第3回は逐語による議事録は存在し、第4回以降は個人情報等が発言されることから、専門委員会の合議により会議を非公開とし、議事録にしても、議事内容の概要を記録した議事概要に留め、個々の委員の発言内容や発言者氏名まで記録した逐語による議事録は存在しないとのことである。

このことについて実施機関は、議事概要の作成は受託業者がその都度専門委員会に出席し、受託業者が作成したものを実施機関が収受していた。そして、収受した議事概要は、専門委員会としての意見・決定内容として次回以降の資料に反映されるため、専門委員会資料と共有することで専門委員会としての情報共有に支障はなかったと説明を行った。

以上の説明を踏まえると、第4回以降の専門委員会では、議事概要と資料によって委員間の情報共有が図られており、議事運営に支障が生じていないため、個々の発言内容や発言者氏名まで記録した逐語による議事録は存在しないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件の行政文書一部公開決定通知書の記載からは、非公開部分と

その根拠規定の適用関係が不明確であった。今後、決定通知書において、適用される根拠規定が明確になるように記載することを求める。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

公開すべき情報

該当頁	該当行等
5 6	質問、選択項目
5 6 - 2	質問、選択項目、回答数
5 6 - 3	質問、選択項目、回答数
5 6 - 4	質問、選択項目、回答数
8 3 - 2	1 行目 3 文字目及び 4 文字目、1 行目 8 文字目及び 9 文字目、1 行目 1 5 文字目及び 1 6 文字目、4 行目 1 文字目から 2 5 文字目、5 行目、6 行目 1 文字目から 2 2 行目、7 行目、8 行目 1 文字目から 4 文字目、8 行目 8 文字目及び 9 文字目、9 行目から 1 3 行目、1 4 行目 2 3 文字目から 2 6 文字目、2 7 行目 3 3 文字目から 3 7 文字目、3 5 行目、 4 1 行目 4 2 文字目から 4 5 文字目、4 2 行目 2 9 文字目から 3 4 文字目、4 4 行目 3 文字目及び 4 文字目、4 4 行目 8 文字目及び 9 文字目、4 4 行目 1 5 文字目及び 1 6 文字目
8 3 - 3	2 行目 1 文字目から 2 5 文字目、3 行目から 5 行目、6 行目 1 文字目から 4 行目、6 行目 8 文字目及び 9 文字目、7 行目から 1 3 行目、1 4 行目 2 3 文字目から 2 5 文字目、2 3 行目 3 9 文字目から 4 2 文字目、3 5 行目 1 1 文字目から 1 4 文字目、3 8 行目、3 9 行目 4 6 文字目から 4 9 文字目、4 0 行目 7 文字目から 1 0 文字目、4 2 行目 3 文字目及び 4 文字目、4 2 行目 8 文字目及び 9 文字目、4 2 行目 1 5 文字目及び 1 6 文字目
8 3 - 4	標題、左側の四角で囲まれた部分

備考 1 頁は、諮問時に当審査会に提出された本件対象文書に付番された通し番号を採用した。

備考 2 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考 3 文字数は、行の記載のある文字について左から数えた。
句読点、「()」等の表記は一文字とした。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
26 / 8 / 5	行政文書公開請求書が提出される
8 / 19	行政文書公開決定等期間延長通知送付
27 / 1 / 8	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 12	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
6 / 26	審査会に対し諮問
7 / 1	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
7 / 27	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
7 / 31	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
8 / 5	異議申立人から意見書を受理
8 / 7	実施機関に意見書(写)送付
11 / 30	第70回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
28 / 2 / 1	第72回審査会で審議
2 / 29	第73回審査会で審議
3 / 28	第74回審査会で審議
3 / 28	答申